

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の2第1項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項（許可の基準）、第5条の2第2項第2号・第3号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第9条の2第1項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続） 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第3条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第4条（位置に関する基準）、第5条（構造設備の基準）、第6条（設置者の基準）、第6条の2（管理者の基準）、第8条・第9条（指定射撃場の管理方法の基準）、第10条（申請の手続） 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：35日
申 請 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：射撃場の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：